

# 第3章 計画の基本的事項

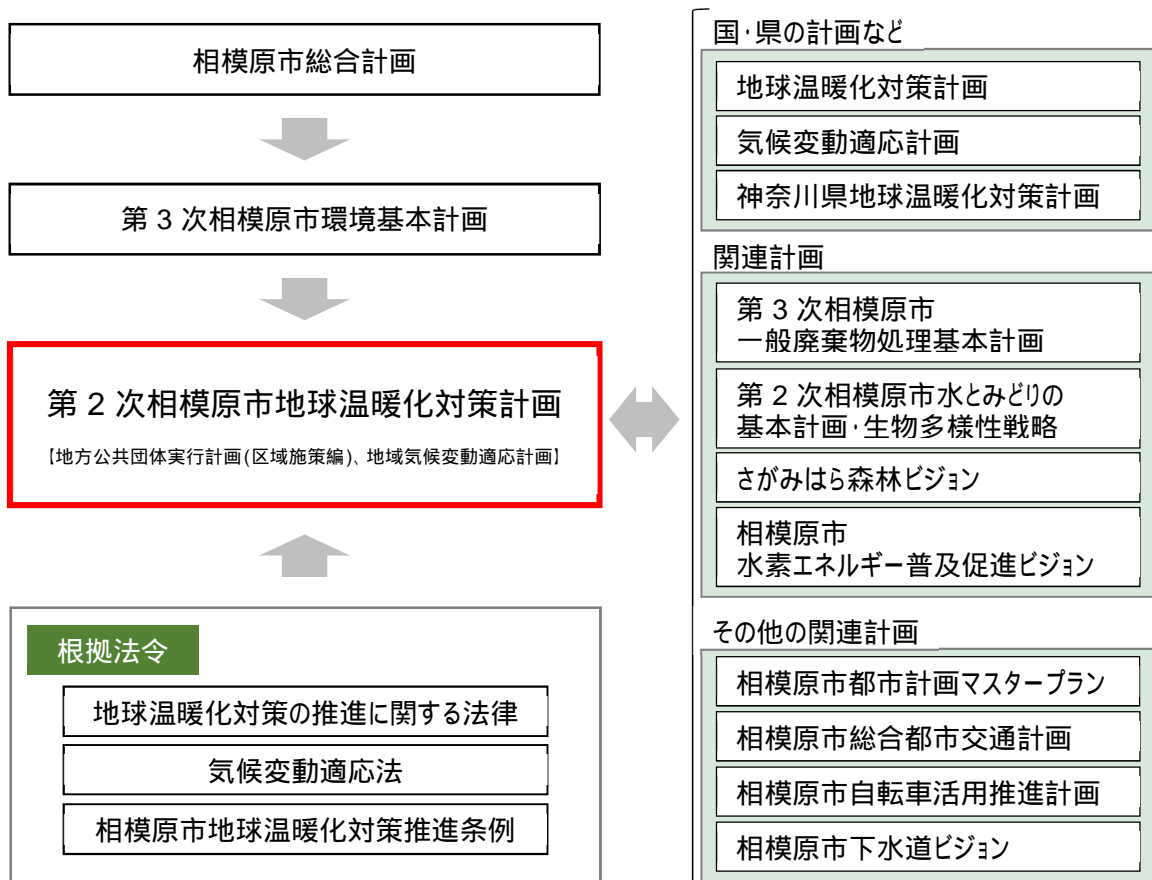
## 3-1. 計画改定の趣旨

平成 27(2015)年のパリ協定を踏まえ、国は「地球温暖化対策計画」を平成 28(2016)年 5 月に閣議決定し、これまで以上に高い温室効果ガスの削減目標を設定しました。

本市では、国等の動きを踏まえ地球温暖化対策を更に推進するため、前計画である「相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定することとし、また、緩和策と適応策に関する計画を一体として策定することから、計画改定に併せて計画名称を「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画」(以下「本計画」という。)とします。

## 3-2. 計画の位置付け

本計画は、相模原市環境基本計画に定める地球温暖化対策に関する施策の推進を図るためのアクションプランとして、また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)及び気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として、本市の自然的社会的条件を反映した施策を体系化し、地球温暖化対策の総合的な推進を図るものです。



図表 3-1 本計画の位置づけ

### 3-3. 計画の期間・対象

#### (1) 計画期間・基準年度

国の「地球温暖化対策計画」に準じ、計画期間は令和 2(2020)年度から令和 12(2030)年度までの 11 年間とします。また、基準年度についても、国の計画に準じ、平成 25(2013)年度とします。

なお、今後、社会経済情勢の変化があった場合や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



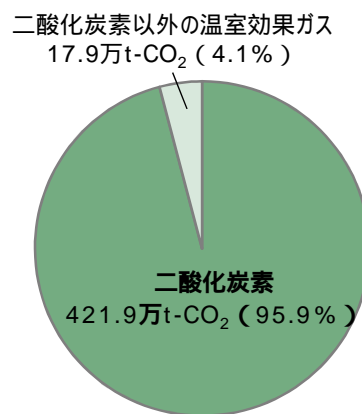
#### (2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、相模原市全域とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

本計画において現況推計の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)及び三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)の 7 物質とします。

このうち、本計画において削減目標を設定し、対策・施策を講じる温室効果ガスとしては、本市が主体的に削減対策に取り組むことができ、かつ本市の総排出量の 9 割超を占める二酸化炭素を対象とします。



図表 3-2 基準年度における  
温室効果ガス総排出量  
(詳細は図表 5-3 参照)

図表 3-3 対象とする温室効果ガス

対象ガス		主な発生源等
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリンなどの使用により排出される。排出量が多く、温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却などにより排出
メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て、稲作、家畜の腸内発酵などにより排出	
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の製造、廃棄物の焼却などにより排出	
代替フロン類4ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFC <sub>s</sub> )	スプレー、冷蔵庫、エアコンやカーエアコンの使用・廃棄時などに排出
	パーフルオロカーボン(PFC <sub>s</sub> )	半導体の製造、溶剤などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出
	六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出
	三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて排出

なお、温室効果ガスは、以下の部門・分野ごとに、市域における排出量を推計します。

図表 3-4 温室効果ガス排出量の部門・分野

部門・分野	内容
産業部門	第 1 次産業及び第 2 次産業(農林業、鉱業、建設業、製造業)が該当し、製造工程などで消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。
業務部門	第 3 次産業(小売業、卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信等)が該当し、地方公共団体も含まれる。 事業活動などで消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。
家庭部門	家庭生活が該当し、生活の中で消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象。ただし、自動車に関するものは除く。
運輸部門	自動車及び鉄道が該当し、輸送機械で消費されるエネルギーなどから排出される温室効果ガスが対象
廃棄物焼却等	廃棄物焼却により排出される非エネルギー起源の温室効果ガスが対象